### 令和3年度 古河市体育協会事業計画

## 1 事業方針

本会は、古河市における健康増進とスポーツ振興に関する活動を行い、地域社会の発展と健康で豊かな市民生活の向上に寄与することを実現していく。

古河市スポーツ界を統率する団体組織として、加盟団体及び関係機関と連携協力し、総合的かつ効果的に次の各種事業を推進する。

- 2 各種スポーツ大会等開催事業
  - (1)本会が主催するスポーツ大会(講習会、教室等)の実施 スポーツの振興に関する大会や講習会等を開催して、市民がスポーツにふれ合う機会 を作ることにより、市民の健康増進と地域スポーツの振興を図る。
  - (2)古河市が主催し、本会が運営業務を受託するスポーツ推進(スポーツ大会又は講習会等) 事業
    - ・市民体育祭…古河市民を対象とした各競技団体によるオープン大会の開催。 4月~11月にかけて12競技団体を実施 ※野球中止 「資料P5」参照
  - (3) 近県規模及び市民規模大会運営助成事業

各加盟団体が開催する近県規模及び市民規模大会に対し、助成金を交付することにより、スポーツの普及・振興を図る。助成金は「加盟団体大会開催費助成に関する規程」に基づき交付する。

·競技種目 21種目 年間 33大会 1,660,000円

「資料P6」参照

- 3 スポーツ関係団体組織活動助成事業
  - (1) 加盟団体組織活動助成事業

本会の加盟団体に対し、助成金を交付することにより、さらに充実したスポーツの普及・振興を図り、「加盟団体助成金交付に関する規程」に基づき交付する。

【算出方法:均等割① + 人数割②】

- ①均等割…90人以上は3万円、90人未満は2万円
- ②人数割…90人以上は人数×200円、90人未満は人数×300円
- ※均等割及び人数割助成金の合計額が28万円を超えた場合は、28万円を限度額とする。
- (2)全国大会等出場祝い金交付事業

全国大会等に出場する加盟団体所属の選手等に対し祝い金を交付することで、市民の スポーツ振興と競技力の向上を図る。

祝金は、「全国大会等出場祝金及び選手育成に関する規程」に基づき交付する。

#### (3) コロナ対策支援事業

加盟団体に対し、新型コロナウイルス対策支援金を交付する。

助成方法(金額、時期等)は、各種事業の実施状況と予算執行状況を確認し、常任理事会の承認を得たうえで行う。

- 4 トップアスリート育成事業 【※前年度予定事業を実施予定】
- (1) 野球教室 (2) 柔道教室 (3) サッカー教室

#### 5 表彰事業

県大会で優勝又は関東大会等で3位以上の優秀な成績を収めた、あるいは日本代表選手として国際大会に出場したなどの優秀選手や、永年にわたりスポーツの発展に貢献した者、スポーツ団体の指導・育成に貢献した者を表彰することで、市民のスポーツに対する関心を高め、今後の本市のスポーツ振興と発展を図ることを目的として、「表彰規程」に基づき、市民大運動会において表彰を行う。

### 6 広報事業

本会が実施する各種スポーツ大会等の事業や、各加盟団体が実施している大会事業を広報することで、スポーツの普及・振興を図る。

(1) ホームページの更新・管理

本会のホームページにて各種スポーツ大会の実施要項や申込書等を市民などの利用者がダウンロードできるよう整備を進める。

(2) 広報紙の発行

本会、広報紙を全戸回覧で発行。(年2回)

# 7 本会運営に必要な事項

- (1)諸会議等の開催
  - ・正副長会議・理事会・常任理事会
  - ・トップアスリート育成事業実行委員会
  - ・広報委員会

## (2) 賛助会員

賛助会員は、本会の目的及び事業の趣旨に賛同し、入会した個人及び法人とし、円滑な運営を図るため、財政面の援助及び事業等の支援を目的とする。内容は、「賛助会員規程」に基づき募集する。

【種別と年会費額】 個人会員 1口 1,000円 / 法人会員 1口 10,000円

(3) 交流会

役員交流会・ 会員交流会・ 他団体との交流

(4) 講習会

各種講習会及びセミナーへの参加

- (5)協力事業
  - ・「市民運動会」・「古河はなももマラソン」・「渡良瀬クリーン作戦」の協力 ・その他、関連機関スポーツ行事等への協力

## 8 活動時におけるコロナ感染予防対策

令和3年度の各種事業を実施する際には、日本スポーツ協会の感染拡大予防ガイドライン及びスポーツ施設等の利用ガイドライン並びに各競技種目の上部団体からのガイドラインを遵守し、感染拡大防止に十分な対策を講じるよう加盟団体へ要請する。